

国指定仏沼鳥獣保護区
指定計画書（案）

平成17年 月 日

環 境 省

1 指針

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

仏沼鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

青森県三沢市大字三沢字庭構49番1133号私有地東側境界線と国道338号線西側との交点を起点とし、同所から同国道を南進し砂森幹線用水路との交点に至り、同所から同用水路西側を南西進し市道谷地頭金糞線との交点に至り、同所から同市道の西側を南西進し市道大崎4号線との交点に至り、同所から同市道東側を北西進し谷地頭幹線排水路との交点に至り、同所から同排水路東側を北西進し県道天ヶ森三沢線との交点に至り、同所から同県道東側を北進し同市大字三沢字庭構49番24号私有地北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し同市大字三沢字庭構49番147号私有地北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで(10年)

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、青森県三沢市北部に位置し、高瀬川水系の小川原湖と淋代海岸砂丘に挟まれた仏沼干拓地及びその周辺の水田等である。仏沼干拓地は、一部が干拓後、耕作地として利用されていたが、現在、耕作は行われておらず、また、水路及び機械による排水、定期的な野焼き等による管理も行われていることから、草丈が約3メートル以上で高密度にヨシが繁茂する地帯、草丈が約1メートルから約3メートルで中密度にヨシが繁茂する地帯、草丈が約1メートル以下で低密度にヨシが繁茂する地帯等、多様なヨシ群落となっている。

このような自然環境を反映して、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B 類のオオセッカ及びオオヨシゴイ並びに絶滅危惧 類のチュウヒ、コジュリン及びシマクイナのほか、コヨシキリ等の草原性の鳥類の繁殖が確認されている。また、冬期は、絶滅危惧 B 類のオジロワシ、絶滅危惧 類のオオワシ等の猛禽類の生息も確認されている。

このように、当該区域は、ヨシ群落を中心としてオオセッカ等の希少鳥類が多種繁殖しているという特徴を有していることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元N G O、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 737ha

内 訳

ア 形態別内訳

林 野	3ha
農耕地	713ha
水 面	ha
その他	21ha

イ 所有者別内訳

国有地 ha

国有林	林野庁所管	制限林	ha	} 保安林 ha	砂防指定地 ha	} その他 ha
		普通林	ha			
	其他所管	ha				
国有林以外の国有地		ha				

地方公共団体有地	211ha	} 都道府県有地 ha
私有地等	526ha	
公有水面	ha	

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 ha

自然公園法による地域	ha	特別保護地区	ha
		特別地域	ha
		普通地域	ha

文化財保護法による地域 ha

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、青森県三沢市に所在し、市の中心部より北東部へ約20kmの地点に位置し、高瀬川水系の小川原湖と淋代海岸砂丘に挟まれた低地にある。

イ 地形、地質等

当該区域は、海跡湖である沼を干拓した区域を含む水田地帯である。第四紀層沖積

世のローム層、砂及び砂岩で形成されており、土壌は低位泥炭土壌を主体とし、干拓地北部には、若干、粗粒グライ土壌から構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、草本第一層にヨシ群落が認められ、第二層にエゾミソハギ等のミソハギ類、ツボスミレ等のスミレ類、アゼスゲ等のスゲ類、オオノアザミ等のアザミ類、ホソイ等のイ類、イヌノヒゲ類、タヌキモ類の他、コウヤワラビ、スギナ、チゴザサ等が見られ、一部にヨシ・アゼスゲ群落が認められている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではオオセッカ、コジュリン、コヨシキリ、オオヨシゴイ、サンカノゴイ等の繁殖が確認され、シマクイナの生息も確認されているほか、チュウヒ、オオタカ、ハヤブサ等の猛禽類の生息も確認されている。哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドキツネ、ニホンイイズナ等、7科11種の生息が確認されている。魚類ではメダカ、イバラトミヨ等、5科8種の生息が確認されている。また昆虫類では、ベニシジミ、ハッチョウトンボ、アオオサムシ等、43科274種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、農林水産物への被害は発生していない。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	10本
案内板	2基

別紙

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	
コウノトリ	サギ	<u>サンカノゴイ</u>	EN
		ヨシゴイ	
		<u>オオヨシゴイ</u>	EN
		ゴイサギ	
		ササゴイ	
		アマサギ	
		ダイサギ	
		チュウサギ	NT
		コサギ	
		アオサギ	
	トキ	クロトキ	DD
カモ	カモ	マガン	NT
		カリガネ	
		<u>ヒシクイ</u>	VU
		オオハクチョウ	
		コハクチョウ	
		アカツクシガモ	DD
		オシドリ	
		マガモ	
		カルガモ	
		コガモ	
		ヨシガモ	
		ヒドリガモ	
		オナガガモ	
		シマアジ	
タカ	タカ	ミサゴ	NT
		ハチクマ	NT
		トビ	
		<u>オジロワシ</u>	国天、EN
		<u>オオワシ</u>	国天、VN
		<u>オオタカ</u>	VU
		ツミ	VU
		ハイタカ	NT
		ケアシノスリ	
		ノスリ	
		ハイイロチュウヒ	
		<u>チュウヒ</u>	VU
	ハヤブサ	<u>ハヤブサ</u>	VU
		チゴハヤブサ	
		コチョウゲンボウ	
		チョウゲンボウ	
キジ	キジ	ウズラ	DD
		キジ	
ツル	ツル	<u>マナヅル</u>	VU
		<u>タンチョウ</u>	VU
	クイナ	クイナ	
		<u>シマクイナ</u>	VU
		ヒメクイナ	
		ヒクイナ	
		バン	
		オオバン	

チドリ	タマシギ	タマシギ	
	チドリ	コチドリ	
		ムナグロ	
		ケリ	
		タゲリ	
	シギ	トウネン	
		ヒバリシギ	
		オジロトウネン	
		ウズラシギ	
		ハマシギ	
		アオアシシギ	
		クサシギ	
		タカブシギ	
		キアシシギ	
		イソシギ	
		ホウロクシギ	VU
		チュウシャクシギ	
		タシギ	
		ハリオシギ	
		オオジシギ	NT
	セイタカシギ	セイタカシギ	EN
	ヒレアシシギ	ハイイロヒレアシシギ	
		アカエリヒレアシシギ	
	ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU
	カモメ	ユリカモメ	
		ウミネコ	
		クロハラアジサシ	
ハト	ハト	キジバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ	
		ホトトギス	
フクロウ	フクロウ	コミミズク	
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	
		アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	
	ヤツガシラ	ヤツガシラ	
キツツキ	キツツキ	アリスイ	
		アオゲラ	
		アカゲラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
		コヒバリ	
		ハマヒバリ	
	ツバメ	ショウドウツバメ	
		ツバメ	
		コシアカツバメ	
	セキレイ	ツメナガセキレイ	
		キセキレイ	
		ハクセキレイ	
		ピンズイ	
		ムネアカタヒバリ	
		タヒバリ	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	モズ	
		アカモズ	NT
		オオモズ	
	レンジャク	キレンジャク	

ミソサザイ	ミソサザイ	
カワガラス	カワガラス	
ミソサザイ	ミソサザイ	
ツグミ	ノゴマ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ アカハラ ツグミ	
ウグイス	ウグイス オオセッカ シマセンニュウ マキノセンニュウ コヨシキリ オオヨシキリ メボソムシクイ キクイタダキ セッカ	EN
エナガ	エナガ	
シジュウカラ	コガラ ヒガラ シジュウカラ	
メジロ	メジロ	
ホオジロ	ホオジロ コジュリン ホオアカ コホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ シマアオジ ノジコ アオジ クロジ オオジュリン ツメナガホオジロ ユキホオジロ サバンナシトド	VU NT NT
アトリ	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ イスカ ベニマシコ ウソ シメ	
ハタオリドリ	ニュウナイスズメ スズメ	
ムクドリ	コムクドリ ムクドリ	
カラス	カケス ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
合計(種)	157	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ	トガリネズミ	ホンシュウネズミ	
	モグラ	ホンシュウヒミズ アズマモグラ	
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ	
		ホンドキツネ ノイヌ	
	ネコ	ノネコ	
	イタチ	ホンドイタチ	
		ニホンイイズナ	LP
ネズミ	ネズミ	ハタネズミ	
ウサギ	ウサギ	トウホクノウサギ	
合計(種)		11	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天:国指定天然記念物
 レッドデータブック(平成14年、環境省)
 CR:絶滅危惧 A類、EN:絶滅危惧 B類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。